

参議院地方行政委員会會議録第十八号

昭和三十三年三月二十五日(火曜日)午
前十一時四分開会

出席者は左の通り。

委員長 小林 武治君
理事 大沢 雄一君
小柳 牧衛君
加瀬 完君
鈴木 壽君

委員

伊能繁次郎君
伊能 芳雄君
西郷吉之助君
館 哲二君
成瀬 幡清君

衆議院議員

吉田 重延君

政府委員

自治政務次官 中島 茂喜君
自治庁財政局長 小林與三三君
大蔵政務次官 白井 勇君
大蔵省理財局長 正示啓次郎君

本日の会議に付した案件

○公営企業金融公庫法の一部を改正す
る法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小林武治君) これより委員
会を開きます。

本日は公営企業金融公庫法の一部を
改正する法律案を議題に供します。

本案は去る十四日、衆議院において
修正の上、参議院に送付されたものであ
ります。よつてこの際、まず衆議院の修
正点について説明を聴取いたします。

○衆議院議員(吉田重延君) ただいま
議題となりました公営企業金融公庫法
の一部を改正する法律案に対する衆議
院における修正について、その修正の
趣旨を御説明いたします。

昨年、公営企業金融公庫法を制定し
た際、公営企業金融公庫の地方行政委
員会において、それぞれ数項目にわ
たつて付帯決議がなされたのでござい
ます。そのうち一般会計分の地方債
は、全額政府資金をもつて充てるべき
であるという点は、明年度の地方債計
画において実現を見ることとなつたの
であります。また、公庫の出資金の増
額及び公庫債の発行限度額の引き上げ
の点については、その額は十分とはい
へませんが、前者については五億圓を
増額、後者については十億圓の引き上
げが行われたのでございます。

次に、公庫において既発行公庫債の低
利借りかえを行うべきであるという点
と、最近の旧指定債の消化状況が芳ば
しくないため、公庫においてこれら旧
指定債の引き受けを行うべきである
という要望については、衆議院の委員会
における本法律案審議の過程におきま
して、現在の公庫法の解釈から、これ
らの地方債で公庫企業にかけられるもの
を公庫が引き受けることが可能である
という点に政府の意見が一致いたしま
した。これが委員会でも明らかにその見
解が発表されたのであります。

そこで、衆議院においては、両院の
委員会の付帯決議のうち解決を見ない
点で、地方団体からも、また公庫にお
いても強くその実施を要望されている

点について修正を加えることとしたし
たのであります。すなわち、公庫法第
十九条の規定を修正し、公庫は、公營
企業にかかると一時借入金金の貸付
を行うことができるものとしたのであ
ります。

公營企業を推進するためには、申す
までもなく長期資金の手当が中心であ
りますが、反面、年度間の支出に充て
るための一時借入金金の必要性も多い
であります。最近における地方団体の
一時借入金金の状況を見ますと、一般
計においてはその需要が減少してしま
すが、公庫企業においては、その事業
の伸長に伴い一時借入金金の需要が増
大して参つております。その傾向が今
後もますます強くなるものと考えられ
ます。その借り入れ状況を見ますと、
七、八割を地方銀行等の一般民間資金
に依存しており、借り入れ金利も、最
高は府県におきましては日歩二銭四
厘、市町村では更に日歩五銭という高
利と相なつておるのでございます。

この一時借入れ資金は公庫企業の
工事促進のため、その他企業運転
のために必要な資金でありまして、
現行の一部は政府資金の措置もなされ
ておるのでございますが、政府資金だけ
では事実上全部まかなわれないので
あります。現に公庫企業の一時的借入
金の資金需要に対して、昭和三十一年
度は一五%、本年度は三四%を充足す
るにすぎないのであります。従つて公
庫企業に対し、円滑な資金の融通を
はかるためには、公庫においてその資
金状況の許す限り、政府資金に對する

手当を補完する意味で、一時借入金
の貸付を行うことができるようにするこ
とが適当であります。また、かくする
ことによつて、公庫企業金融公庫は公
營企業推進のための金融機関として、
その本来の使命を達することができ
ると思ふのであります。これは、当委員
会の付帯決議の趣旨を実現するゆえん
でもあると存ぜられますので、どうか
御審議の上、御賛成をお願いしたいと思
ひます。

○委員長(小林武治君) これより質疑
に入るのであります。その前に、公
庫の業務の現状について、便宜政府
より説明を聴取いたします。

○政府委員(小林與三三君) 公庫企業
金融公庫の概況を説明申し上げます。

公庫は、御承知の通り、去年六月一
日に設立されたのでございますが、発
足の当時は、ちょうど金融引き締め
の措置がとられた際でもありまして
し、公庫の運営につきましても、果して
金融機関の十分な協力が得られるかど
うか、そういう点につきましても多少
の不安がなしたとせず、あるいはまた、
公庫債の発行が、市場公募と縁故募集
の二本建としておつたのでございま
す。その関係がうまくいくかどうか
か、そういうふうな点もいろいろ気に
かかることがあつたのでございま
す。が、実際、店を開いてみますとい
うと、いずれもきつめて円滑な運営を
見ることができたのでございませ
う。問題の一つの金融引き締めの結果、公
庫企業債券の発行額をどうするか、こ
ういふ問題がありまして、当委員会

もすいぶん議論になつた問題でござ
います。これはほかの公庫と全く性質
が違ひまして、地方債として許可され
た公庫債の消化を引き受けるだけの問
題でございまして、公庫債の発行限
度額に影響あるべき筋合いのものじゃ
ないのでございまして、総額七十億、
この限度は変えることなく、ただ、そ
の内訳におきまして、市場公募が五十
億の予定であつたのを四十億にし、縁
故募集が二十億の予定であつたのを三
十億にして、市場公募を縁故募集の割
り振りだけを変えることにして進める
ことにいたしましたのであります。

両方の消化ともにその後円滑に進ん
でおるのでございまして、特に、金融
機関との関係におきましては、全国の
金融機関が相協力をしてその引き受け
に當ることになっております。公庫債
の発行は、まことに順調な推移をた
どつてきておるのでございませう。縁
故募集につきましても、それぞれ府県、
市町村の關係しておきますと、縁故
募集、その他の、あるいは市町村職員
の共済組合とか、そういう資金面の活
用、それから、それぞれの地方団体に
おきまして、最近財政調整の積立金等
がほつぽつ設けられておるものもあ
りまして、そういう積立金をもちまして
公庫債を引き受ける、こういうような
こともございまして、幸いにして順調
な推移をたどり、予定通りの消化を完
全に終ることができたのでございま
す。

それから、実際の貸付の面におきま
しては、これは、公庫設立の本来の使

命に考へまして、要するに市町村、府県が借金をするに苦勞するのを、全部苦勞をなくして、最も迅速な手続で必要な貸付をやつてやる、こういう建前をとつておりますので、この点からいいますと、公庫の方で、非常に少い人数でございますが、きわめて円滑に働いてもらつておりまして、全地方団体の公営企業のために、非常に感謝されておる状況でございます。

それで、大體三十二年度は、御承知の通り七十億でございますが、七十億の公庫債の発行は予定通り終りまして、貸付の最終の段階のものが今少し残つておりますが、これも数日中に全部完了いたしましたので、計團通りに貸付が済みぬ終るものと考えておるのでございます。なお、債券の発行の条件は、御承知の通り、表面利率年七分、発行価額は、額面百円につき九十八円七十五銭、償還期限が七年で、応募者利回りが七分三厘一毛三銭、こういう数字になつておるのでございまして、この発行者利回りは、七分五厘二毛二銭といたつてございまして。

それで、公庫といたしまして、公共団体に貸す貸付の金利をどうするか、こういう問題が一つの問題点でございますが、これは、大蔵当局と円満な話がつきまして、七分六厘で貸付をやることに決定を見たのでございまして、われわれといたしましては、もうできるだけコストを少くして、できまして公庫債の発行価額をそのまま地方公共団体に貸したいというくらいのが持たせてございまして、公庫の方におかれまして、そういう経営上支障のない限りは、きわめて低利に貸すという基本的な考え方でやつておられるのでござ

います。できまして、そういう考え方で、公庫の出資金なり、その他の財政的な基礎も固めたいというので、三十三年度予算の場合にいろいろ折衝したのでございまして、これは、十分話のわかれの希望通りに参つておりませんが、明年度は、御承知の通り、出資金につきまして五億ふやし、それから公庫債の発行限度額を十億ふやしまして八十億、こういうことで三十三年度の仕事を進めて参りたい。

三十三年度の問題は、地方債の公庫債の発行の総額の予定が、御承知の通りに百五十億ということになつております。そこで、公庫で引き受けるものが八十億、七十億が公共団体が自分で、自力でやるわけでございまして、この七十億が、大體従来のいわゆる旧指定債に当る大府県、大都市のものがあつてございまして、そういう旧指定債はそれぞれの団体が引き受け、その他は全部公庫で引き受ける。それで、市町村を優先にやるようにという御指摘もございまして、全市町村はとも、少くとも公庫に關する限りは、公庫で一手引受をすることが可能になるのでございまして、そういう意味で、公庫債につきまして地方団体に苦勞させるというところは、明年度においては全然ない。こういう状況でございます。

ただ、問題が、旧指定債の扱いをどうするか、そういうものの消化が必ずしも今日円滑に行つておりませんので、これをどうするかという問題があつたり、なお、過去の相当高利の公庫債がございまして、これを低利に借

りかえてやつた方が、公営企業のために非常にいいのでございまして、そういう問題が残されておりますけれども、これは今日、資金のワカが一応八十億ということにきまつておりますので、そのワカ内で問題を考えるよりこれはしやうがないのでございまして、いずれにいたしまして、公営企業のためになお問題はございまして、公庫として、法律並びに予算できまつた限度内においては、いわゆる百パーセントの活躍を願つておると見てよいのじゃないかと存じておるのでござい

ます。大體この貸付の対象の事業は、これは前に資料でお配りいたしましたと思ひます。詳しいことは申し上げられませんが、あらゆる種類の公営企業につきまして、都道府県市町村への貸付の団体数、貸付額などというものを一応資料でお配りいたしておりますので、それでごらんをお願いしたいと存するのでござい

ます。簡単でございますが、以上御説明申し上げました。

○委員長(小林武治君) 本案について、これより質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願ひます。

○加瀬亮君 大蔵省がいちうしておるようでありますから、この修正点について、大蔵省の御見解を先にお聞かせ

いたしたいと思います。

○政府委員(正示啓次郎君) それではただいま御説明、また議題となつております衆議院の委員会におきまして、政府提出案に対します修正の案がございまして、これについて大蔵省でどう考えるかという御質問でございますが、これは大蔵省と申しますより

は、政府原案を出しました政府としての一応考え方を申し上げることになろうと思ふのであります。

ただいま自治庁の財政局からお話ございましたように、公庫は昨年度創設されました以来、非常に順調な業務成績を上げておられることはお話の通りでございます。そこで三十三年度の予算の編成に当りまして、政府部内におきましていろいろ相談をいたしまして、もとより自治庁といたしましては、それぞれのお立場からいろいろお考えもあつたのでございまして、再三折衝の結果、公庫につきましては、た

だいまお話の通り新たに五億円出資をするということが第一点。それから第二点といたしましては、業務の範囲は、三十三年度起債計画のうちの公営企業の公庫債八十億、これを公庫において消化していただく、こういう建前で政府部内で話し合ひを完全につけまして、閣議決定の後、国会に提案されたことは御承知の通りでございます。その結果、法律案は、出資五億円を可能とすることと政府において立案をいたしました。これを国会に御審議をはかつたわけでございまして、つきましては、まず第一に、政府としては、今回の三十三年度予算あるいは法律案の提出に当りまして、御修正のようなことを予想いたしております。これが第一に申し上げべきことかと存じま

す。第二点といたしましては、昨年度におきまして、いろいろこの公庫を設立するに當りまして国会においても御審議がございました。また御議論もございましたことは、われわれも十分承知をいたしておるところであります。しか

しながら、これらの点につきましては、地方財政の現状及び将来というふうな点につきまして、政府におきましても十分検討を加えておる次第でございます。まあ、いけば当面の要請といふものと、遠い将来といふこととあ

わせ考へまして、それぞれこの地方公共団体の必要といたしますところの資金をいかにして充足するかという点については、これは輕々に断すべき事柄ではございまして、私からあらためて申し上げるまでもないと思ひてあります。すなわち、たとえば、一般会計の歳出はどういう歳入をもつて支弁すべきであるか、また公営企業についてどうであるかというふうな点については、それぞれ委員各位は權威を持つておられるわけでございまして、私からあらためて申し上げるまでもないと思ひます。公営企業の必要とする資金につきまして、どうしてもこういう低利で安定した資金の充足が困難なような団体につきまして、公営企業金

庫公庫が新たに設立されまして、それぞれ必要な団体について長期のさよきましては、政府としても全面的にこれをバック・アップしておる次第でございます。今お話のように前年、昨年におきましては、御承知のような国際収支の急激な悪化に対処いたしました金取引の締め措置が講ぜられましたが、この公庫につきましては、お話のように、これを最優先的に考慮して参つたことも御指摘の通りでございます。つきましては、さような本来の使命を達成するべく必要な、さらにこれを拡充していくために必要な措置をいたしまして、先ほど申し上げたような

ことは、政府内部においても何ら考え方を異にしていけないのであります。これに對しまして、今回衆議院の委員会で御修正になりましたこの短期の貸付をする。これはいわゆる起債前貸しのための短期貸付は、公庫本来の業務といひましてこれを法律においてお定めたいたしておることは申し上げるまでもないのでございますが、そのほかに一般的な短期融資ということになりますと、これはいろいろ問題があると考えております。

すなわち、まず第一点は、お話にもございましたが、今日、公営企業の短期資金の需要は、まことに相当巨額のものがあるという点については、われわれもこれを承知いたしておりました。従いまして政府におきましては、簡易保険及び資金運用部資金をもちまして、これが充足に努力をしておりました。その実績がまだ十分でないという御指摘もございましたが、数字でおあげになりましたように、漸次向上を見ておることも御指摘の通りでございます。これは名実ともに低利の資金でございます。しかもそれぞれの当局におきましては、当該団体の需要、これが償還力、あるいは財政、經理の状況等につきましても必要な関心を払いながら、必要なときに必要な程度においてこの資金を供給するというところに努めておる次第でございます。

端的に申し上げまして、私どもの方は、ほんとうに必要な資金、また適当な資金ということになりますれば、これを供給する余力というものはまだあるわけでございます。たとえば簡易保険資金のごときは二百億というふうな金を用意いたしております、相当い

わゆるサービス精神というふうな気持ちに徹しましてやっております。もとより、役所においてやることは、一方においては財政の健全化ということについての配慮もございします。なかいかいゆる商売一点張りの貸付というふうには参りませんが、これはしかし、先ほど申し上げましたような、長目で見ても財政の健全化というふうな点から申しますれば、ある意味において若干必要な面もあるかと思ひます。そこでわれわれは、大きな方向といたしましては、ぜひとも低利なる財政資金をより豊富に、またより適時適切に融通をはかることによりまして、公営企業の財政の需要を充足していくというところが、大きな方向としてぜひともこれを推進して参らなければならぬというふうな考えをしておるということが第二点として申し上げなければならぬと思ひます。

さらに第三点として申し上げるべき点は、なるほど、今日さうな政府資金はしかしながら十分でない証拠に、相当市中金融機関から短期の融資を受けておるじやないかというお話でございますが、これはある意味におきましては、公共団体とこれらの金融機関との間に一種のビジネスの関係があるわけでございます。団体において余裕のある場合には、これらの金融機関に預託をする、また団体において必要な場合には、これらの金融機関から融資を受けるという関係の係りになっておることは、私からあらためて申し上げるまでもないと思ひます。しかし、そういふようなことが、果してそのまゝやっていると、これまた長期にわたる財政の健全化という点から、

私は必ずしも現状をそのまま認するものじやございません。これらの点については、常に遠い将来をおもんばかりながら、正しい方向にこれを改善していく余地は大いにあると心得ております。さういふ意味におきまして、先ほど申し上げましたように、政府資金の比率をさらに高めていく。さらに政府資金の供給のタイムリー、その他につきましても、一そうの工夫をしていく余地は大いにあるというふうな考えをしておるのでございます。これらの点につきましては、政府内部におきまして、一そう緊密な連絡をはかりつつ、さらに合理化の線を進めて参りたい。かように考えておる次第であります。

第四点といたしまして、今回の御修正につきましては、これは実は一方において公庫の機能といたしましては、あるいは業務の能力といたしましては、短期の貸付ができるというのを規定されたのでございますが、しかば、これを裏づけるところの資力、資金なりあるいは予算などの措置がなされておるかとお申しますと、先ほど最初に申し上げましたように、政府の内部におきまして、彼此検討の結果、最終的に五億の出資ということにいたしました法律案を提案しております。また一方、公庫の予算というものはも作られておることでございます。財政投融資計画といふものも予算とともに国会に提出されておるわけでございます。これら一連の関係におきまして、法律と予算との関係が相互にそのあるわけはございません。従いまして、今回のような修正は、これを予想いたしませんから、資金的に予算的にその備えはございません。また公庫の法律にあるこの

借入金等の規定に照らしまして、今回の短期貸付をいたすに必要な借り入れをいたすような権限は公庫には認められておらないのでございます。これは、従いまして、一つの何と申しましうか、一部を御修正になりましたが、さういふことが建前としてそのものの当初から予想いたしておりませんでした。きわめて、一つの表現をいたしますれば、変態的な形になつておるのでありまして、本来、公庫をいかなるものとして育てていくかというふうな基本的な考え方から出発をいたしました。今回のような御修正というものが、果して適当かどうか、十分御検討を賜わなければならぬ問題ではないかと考えております。

第五点といたしまして、政府といたしましては、もとより国会が最高の機関として法律をお作りいただくことについては、これは何らわれわれとして、とやかく申し上げる筋合いではございませんが、国会法等の規定の精神から参りまして、今申し上げましたように、直接予算との関係については御議論があらうかと存じますが、広い意味におきまして、予算との関係のきわめて深い、また大きな今回のごとき御修正につきましては、地方公共団体の財政健全化という見地からばかりではなくて、より一そう大きな見地から、これは国会と行政が一体となつて、十分に深甚なる備えをして、これらの措置を講じて参らないことには、将来これが地方公共団体の行政のあり方、財政運営のあり方に対しては、きわめて大きな影響を持つような重大な問題ではないか、われわれは深

くこの点につきましては心痛をいたしておるような次第でございます。以上、簡単にございしますが、私どもの見解を申し上げます。

○加瀬完君 提案者にお伺いいたしますが、今の大蔵省の御見解に対して、提案者の方はどのような御見解をお持ちでございますか。

○衆議院議員(吉田重延君) 実は提案者といひましては、前国会で公庫法ができました当時、衆議院、参議院、両地方行政委員会に要望された付帯決議の趣旨に沿ひまして、かねてこのことについては十分な意見、希望なりを申し上げて参つたわけでございます。そして、予算的措置等につきましても、その範囲、運営は、なかなか困難な事情にあるというふうな大蔵省のお話ではございますが、私たちがいたしましては、余裕のあるときにその一時借り入れを行うというふうなことでございまして、余裕のないときは、全然その運営はいたさないというところで出発をしていただく、多少にかかわらず、とにかく地方公共団体の一時借り入れ資金の融通のために、今回修正をした方が一番適當であるというふうな見解でいたしたわけでございます。

○加瀬完君 大蔵省が御指摘になりました第五点の、国会法の精神から見ても、広い意味で予算との関係のあるものは、国会と行政が一体となつて運営については考慮をしなければならぬ、さうでない重大な問題が生ずるという意味の御発言があったわけでございますが、国会法で規定されておりますことは、今御指摘のように、広い意味で予算との関係というところでは、これは国会での議院の修正なり、あるい

第三部 地方行政委員会會議録第十八号 昭和三十三年三月二十五日 【参議院】

は議員立法なんというものは、行政府のために非常に制約されるということになるわけであります。そういう意味じゃないかと思うのです。問題は、この修正案を、今御指摘のように、直接に予算に響きが強く出てくるか、あるいは予算には響きが全然ないとはいえないことも、そこそこで問題にするような大きな関係は起つてこないということなのか、焦点はそこだと思ふのです。それはそう解してよろしいのです。で、大蔵省は、この問題が予算の上で非常に大きな響きを生ずるおそれを抱いて御指摘になっておられるのです。

○政府委員(正谷次郎君) この点につきましても、私から一応、これはいろいろ考へ方はあろうかと存じます。算が非常に厳正に組まれていくという建前に立つて申し上げますと、御承知のように、公庫の予算というものが、政府関係機関といたしまして国会に出されておるわけでございます。その公庫の予算の中におきまして、たとえば一定の事務量を予定いたしましたとして、この常用経費、たとえば通信費でございますとか消耗品費でございますとか、いろいろ事務費が予定されております。で、ただいま御説明がございましたように、たとえば余裕のある限りと申ししましても、それはおそろく資金のことだけおっしゃっておると思ふのでございませうが、事務費等につきましては、一定の事務量を予定いたしました組んでおられますので、本来事務が減る限りはこれらの事務費は節約をされてしかるべきだというふうにも極端に申せば言えると思ふのでございます。しかるにもかからず、資金の余裕があれば、一つ

のエキストラの仕事をやるということになればやはり予算を伴う、厳密な意味においてそう申し上げて差しつかえないのじやなからうか、こういうふうな考へるのであります。そこで、しかしながら、それについてはいろいろ御議論もございまいしと存じます。おそらく修正をされました側におきましては、今直接予算を出さなくてもいいのだから、予算を伴わないということだと存じます。さて、こういう一つの機能が新しく設けられますと、今後はその機能を果たすために一定の資金が必要になってくるか、あるいはその資金の裏づけがある限り、事務につまみしてもふえていく。従つてその事務を遂行するための人員も必要となるというふうな意味におきましては、国会法に予算を伴うこととなると、その表現が私はきわめて微妙だと思ふのでございます。予算を伴うこととなすことを思い合せますと、やや私はそれに近いような修正ではなからうか、こういうふうなことも一つの解釈として考へるのじやないか、かように考へておる次第でございます。

○加瀬完君 その点、自治庁はどうお考へになりますか。新しい機能が与えられることは、当然新しい事務量が生まれるのだ、そうすれば当然事務量が多くなれば事務費もかさむと、そういう関係では予算を伴つてくるという因果関係が生まれてくると、こういう大蔵省の御見解ですが、その点について自治庁ではどうお考へになっておりますか。

○政府委員(小林武治君) これはまあ国会法の解釈の問題ですから、ちよつと役所が解釈するものかどうかという気がしますが、われわれの感じは、それは一切の行政は金に關係があるということになれば、關係がないということには私はないと思ひますが、これは一時貸付でできるという権能を与えるわけでございます。それによつて別に予算に影響はない。これによつて当然来年度予算の増額が必然的になるかといふ必然的にならない。予算をふやすかふやさないかは、別の問題で考慮されてしかるべきだ、こういうふうな感じがいたすのでございます。これは国会法解釈の問題ですから……

○加瀬完君 先ほどの提案者の御説明では、政府の意見が一致してこれを出されたということでございますので、この修正案が通るまでは、当然一致された政府の御意見が発表になつていふと思ふのですが、何かこの点、今大蔵省の御見解では、若干提案者の御説明とはかけ離れていふようでございます。この問題で政府が明確な御意見を御発表になつておられるのですか。

○衆議院議員(吉田重延君) 先ほど御説明申し上げたのでございますが、大蔵省、前国会で衆議院、参議院において付帯決議をなされたものでございまして、そのうちで、一時借入金金の件だけが政府の一致した御意見の発表がなかったわけでございます。この点について実は修正をいたしましたとして、御説明の中にもその通り申し上げたつもりでございます。けれども、少し言葉が足りなかつたかも知れませんが、あらためてはつきり申し上げておきます。

○加瀬完君 前に返りますが、そういうまあ何といひますか、法文の解釈とか、国会法の精神の考へ方ということ

ではなくして、今、具体的に大蔵省が心配しているのは、機能がふえれば事務量もふえる、そうすれば予算も当然かさむ、こういう考へ方に立つておられるわけでありまして、自治庁の見れば、特別新しい一号が入つて、一時借入金の機能がふえたところで、その事務量がそれによつて増大して、予算を伴うような事務量が增大するおそれがあるかどうか、そういう点をお話していただけませんか。

○政府委員(小林武治君) これは私は、特別にそういう必要はないだろうと思つております。要するに公庫の今の活動の限度は、出資金の十億と公庫の発行限度が八十億、その資金のこれは運用の問題でございます。この一時貸付のために特別の資金を今度ふやしたわけでも何でもありません。要するに、その長期資金を運用する過程において資金にゆとりがある場合に、もし公共団体にそういう希望があれば、それを一時貸付に使う、こういうだけでございまして、公庫といたしましては、きわめて少い人数ではございますが、私は現状で運用することは十分にできる問題だと考へております。また、今の発行限度額をふやせば格別、それでないのに、このために公庫の組織を、機構をどうこうする、そういう必要は私はないだろうというふうに考へております。

○委員長(小林武治君) 私から念のために何つておきますが、今は大蔵省なり自治庁の意見を伺つておられますが、この修正について政府として意見を述べる機会を持つのもであるか、その点お答え願ひたいと思ひます。要する

に、政府の意見を述べる機会を持つのもりであるか、その機会を持つのもりはないか、こういうことを伺つておけ

ばいいです。

速記をとめて。

○委員長(小林武治君) 速記を始め

○政府委員(中島茂喜君) ただいまの委員長からのお尋ねでございますが、政府の方から積極的に意見を出すというふうなことは、今のところ考へておりません。

○加瀬完君 おかしいじゃないですか。現に議員立法なり、議院の方での修正がされた場合は、当然政府としての見解はこの場で述べられるべきで、さつき提案者の御説明では、政府の意見が一致しているというのを前提に御発表になつたのです。今になつて政府の見解を述べる意思がない。賛成なのか反対なのか、一体そんなあやふやな話はないと思ひます。政府は御賛成で意見が一致したということでないのですか。

○委員長(小林武治君) 速記をとめて。

○委員長(小林武治君) 速記を始め

○政府委員(中島茂喜君) ただいまの御答弁は非常にまずかつたのでござい

ますが、意見を求められれば、私の方はそれに対する見解はお答をいたします。

○委員長(小林武治君) 速記をとめて。

○委員長(小林武治君) 速記を始めて。

○加瀬完君 大蔵省の方で御指摘にな

りました。他の点は、政府資金にまだ余裕がある。それから将来とも財政資金を適宜適時に融通すれば、新しく一時借入金という制度を設けなくても、他でその目的を達する場があるのじゃないかという御指摘だったので、現状は政府資金に余力があつても、余力があるという事は、結局借りる人もなくて余つておるといふことは別に、借りたくてもいろいろな条件がむずかしくて借りられない。そう言つて悪ければ、借り辛い条件がまだ若干残つておるといふ事です。それから資金の融通が適宜適時に行われたいために、こゝにいったような一時借入金の制度というものが必要じゃないかといふことも、衆参両院でも付帯決議になつて去年出てきたのじゃないかと思ひます。この点をお認めになりますか。

○政府委員(正示啓次郎君) まづ御質問の第一点でございますが、これは非常

に、私はやはり金融というものの本来の性質から見まして、加瀬委員御指摘のように、借りたという方の需要から申しますと、なかなか百パーセントに充足することはむずかしいという事態については、御指摘のように考へております。ただ、一般の私企業なりあるいは私人等の場合と違ひまして、公共団体がいくとも公営企業のために必要とする資金といふことになりますれば、これは私は筋の通つたものであれば、必ず簡易保険資金あるいは資金運用部資金といふようなものが非常に資金ショートしておるといふことではあります。今申し上げましたようなことを認めざるを得ないと思ひますが、ところが実際は、大体四

割くらいは両方で余つておるわけでございます。私も考へております。配分

ワクの六割くらいがやつと使われておる。しかも現実の姿を申し上げますと、簡易保険がややサービス精神があらまして、何といひますか、窓口が非常に近かつたので、近親感をもちつてやつておられるやうであります。借りる方は、簡易保険の方にまず参りまして、そして、そこでなかなかむずかしいといふことになつたものが運用部資金の方に来ております。そこで運用部資金の方が、どうもなかなかたいことを言つて貸さないといふ御不平をたびたび耳にいたすのであります。どうしてそういうふうになりがちだと思ひます。そこで、悪いたとへになります。が、少しづつ金利は高くても、あまの少言をいわずに貸すところがあれば、そこにまず集まる。これは金融の常道じゃないかと思ひます。とにかく、たやすく貸すところが魅力があることは、万人の認めるところだと思ひます。しかば、今申し上げましたように、公共団体なり公営企業について、そういうところをたくさんこしらへるのがよいのか、それともほんとうに遠い将来の健全化といふことを考へながら、低利の健全な資金をお貸しするといふことがいいのかという点が、私はやっぱ考へていたかなければならぬ点である。先ほど自治庁の財政局長が、資金にゆとりのある限り貸すといふことを言われましたが、私は、財政局長を非常にほかの点では尊敬しておりますが、金融の点では、彼はまだしろろとでありまして、そういう金を借りるからついで無理が出るのであります。金というものは、そういう金を借

りゃいけないのであります。いついつまでには必ず返して、またあつても必要なとき相談にのつるというやうな金を借りない、これは企業でも何でもうまくいくわけはございません。そのときになつたら、ばたばた返さなければならぬといふ金を借りますと、ついで無理がいきまして、とかく事業なり、あるいは経営といふものの健全化がはかられないのであります。そのところはどうか一つ、私どもの方でも窓口を大きく開いてお待ちしておるのではありませんか、かような金は資金運用部なり簡易保険の方にどうぞおいで下さい、こゝにいうふうに申し上げたいわけでありまして。大体そういうふうで考へております。

○加瀬完君 原則はそれでいいと思ひます。しかし、局長のおっしゃるやうに、現実は行われていないかといふこと、そういうわけにはいってほらないと思ひます。銀行で金を借りた方が低利でいけるけれども、高利貸しから金を借りざるを得ないやうな社会的な条件が現在あると同じやうに、市町村などでも、大蔵省から筋を通した金を借りる方がいいのがわかつておつても、そういう形でなくて、あなたの方から言へば筋の通らない、あとで荷物になるやうな金を借りざるを得ないといふやうなのが現状だと思ひます。結局この現状といふものを、便宜的な方法だけでもこの場合救済をしていくといふために、一時借入金の制度といふものをこしらへることが必要じゃないかといふことが、昨年ですか、この公営企業金融公庫法が初めて上程されましたときにだいた議論になった。ですから、將來はあなたのような原則論がその通り

行われるやうに、これは大蔵省でも窓

口を開いてもらわなければならぬ。それまでの間、一応こゝに制度を認めて、それで金融関係という立場から見ても、不健全でないといふ運営の方法に、大蔵省がある程度の行政的な関係をもつて指導をするという形で、やがてはあなたがおっしゃるやうな原則論が通るときには、こんな一時借入金なんていうのは要らなくなるということになる。それまで一応運営そのものにワクをつけて、一応地方が要望するならば、予算関係その他で不健全な性格が現れないといふことで、お認めにならうといふことも、便宜の方法としては私は筋は通つていけると思ひます。それで問題は、結局窓口を開いていけるだけども来ないのだといふ見方をすると、あるいは現在の大蔵省の窓口ではちよつと近寄れないのだ、こゝに認めてやるかといふ問題になつてくると思ひます。私は何も大蔵省を攻撃するわけではございませんが、いろいろ一時借入金や何かの問題がすいぶん大きな資金や何かのときに出現する。出て、大蔵省の関係がいさつちやつても、なかなか地方団体などの要望に沿つて金が出してくれぬかといふことになる、なかなか金を出し換つていけるといふのが、私たちの受けていける現在までの印象です。こゝに参りますと、公営企業金融公庫といふものでも使わなければ、まづとうに企業をやるのだから、金融を大蔵省に待つといつても、すなわち大蔵省が貸してくれぬかといふことにまだ私は疑問が残る。それらが解決されれば、大蔵省の御見解にわれわれは賛成します。解決されておらないから、無理にこゝにいうものを

認めて、何かつなぎを考へなければならぬといふことになるわけですが、これは大蔵省でも一応お認めいただくことじゃないかと思ひますが、どうでしょう。

○政府委員(正示啓次郎君) お答え申

上げます。ただいま加瀬委員が最初に申されたやうに、市中でも、とかく正常なる金融機関でなかなか金融の十全なる充足がはかられてない。従つて高利貸しとか、あるいはやみ金融とかいふやうなことが行われておるといふ点につきましては、さうでございます。これは私は、やはり日本の経済がまだいづゆる資本の蓄積が非常に足りない。そこにもつて参りました。経済の競争が非常に激しいのでございまして、とかく過当競争といふやうなことから金融にも無理が行われておる。それは現実の姿といつたしまして、まことに遺憾でございますが、さうな事実のあることは御指摘の通りでございます。これにつきまして、われわれといたしましては、従つて全体の蓄積をふやしていく、正常な金融の道を開いていくといふことを第一に考へる。第二といつたしましては、抵抗の弱い面に重点的に資金を流すといふことで対処いたしておるわけでございますが、これらもおおいとおきながら、申し上げることはできないのであります。そこで、しかしながら、この公共団体といふ場合におきまして、私はさうなことがあつてはいけぬ、さうなことがあつてはならぬ、これはもう全く自治庁なり大蔵省なりが怠慢であるとおしかりを受けてしかるべきだと考へます。どうか一つそれらの点

につきましては、われわれも及ばずながら努力しておりますが、今国会におきまして、実情を調査いたされまして結果を自治庁なり私の方にもごんお申しつけいただきまして、こういう筋の通った金を融通することを断わつておる、あるいはぐずぐず申して、いたずらに時間をかけておるといふ点がございませう、かような点はわれわれとして謙虚に一つ御指摘を受けまして、直すべきところは直して参りたいと考えております。

そこで、今、加瀬委員がおっしゃられましたように、それはお前理想を言つておるのだが、経過的に、過渡的にそういう事態に対処して、公庫にそういう機能を認めていいじゃないかという御議論でございませう、これは、実は今回の公庫法の中に、いわゆる資金を調達するために債券を発行いたしました、それから地方の長期債を引き受ける前に、一定の期間いわゆる起債前貸しというものを認める、これが私はやはり今、加瀬委員が強く言われました点に大体こたえてゐるのじゃないか。公庫法の中の何条でございませうか、起債前貸しに対応するような場合には短期の借入金をして——第三十条でございませうか、この前貸しにこたえることができるということもたわわておるの、まさにその趣旨であらうと思ふのであります、私どもはその点は、これはもう全面的にさうであつてよろしいと考へます。ところが、さうではなく、そのほかに少しでも遊んでゐる金があつたら貸すということをやりますと、ついそこに非常に私は、前貸しの資金を食うとか競合関係が起つてくる、これは非常に危ない

ことであります。そこで公庫は、先ほどもお話がありましたように、非常に少い人員でやつておりますので、審査能力はもうこれは……。公庫の理事もお見えでございませう、まことに失礼でございませう、幾ら明敏な理事がおられても、一人をもつて百人の仕事はできませんから、つい審査がおろそかになつてきて、強い陳情のあるところに短期融資をする。そうして今度は遠いところで、本来前貸しを受けようと思つたところで前貸しは受けられなということがある、これはまことに遺憾なことであります。それで、本来かようなことをいたすことが正しいとするならば、まずもつてそれに必要な資金手当をして、そうして新しい仕事の道を開くというものはわかるのであります、さういふ手当なしに、余つたら貸すという非常に危ない芸当には、その点にこれは相当深甚なる配慮が望ましい。私どももいたしましては、どこまでも大きな線で、御指摘を受けましたら、お前のところのやり方が悪い、財務部のやり方が悪いとおっしゃれば、それを直していく、簡易保険の貸し方が悪いというなら、これを直していく。それから、先ほど数字をあげてお話がありました、この五割が三〇何割かにだんだんふえてきております。これを私はもつと飛躍的にふやして、そうして高い金利の金は一切借りない。公共団体が短期の資金を必要とするものは、全部低利の政府資金にするのだという原則を強く打ち出していただくことこそ、ほんとうに地方財政を健全化する正しい道だ、こういうふうに信じております。

○加瀬完君 あなた率直でよろしいですけれども、公庫の事務は能率を上げているか、いろいろの錯誤を犯しているかということまで言及する必要はないと思ふ。公庫は公庫で、やはり任命された人々によつて運営しているのですから、これは完全な運営ができるという前提に立つて話は進んでいいと思ふ。

問題はあなたの御指摘の第四点でありますか、短期貸付を裏づける予算措置がないじゃないか、あれで短期貸付をするのが問題だといふことが、やはり大蔵省としては一番の問題点だと思ふのであります。自治庁の方から配られたの毎月末の借入金残高平均を見ますと、三十一年は企業会計では四十億であります、三十二年は五十二億四千万と、残高平均がふえております。あなたののおっしゃるような点を留意しながら、こんなに残高平均を余さないで、フルに使つていくというのが公庫の一つの目的だと思ふのです。公庫が残高ばかりたくさん余してしまつて、貸すべきところに金を貸してないといふことでは、何のために公庫を作つたか意味がない。そこで公庫の運営者は、当然こんなに残高が多いといふことは、一時借入金の資金の貸し付けをしても、大蔵省の心配するようなことがなくとも運営できるのじゃないかと、いう考え方に立つのは、これは公庫の運営者としては当然だと思ふ。これは危ないから貸すなというのはおかしな話で、この点どうお考えになりますか。この点は提案者のいろいろ御見解があるらうと思ふから、御提案の方、どうなんですか。だんだん残高が多くなつていく、この金をただ遊ばしておいて、貸し倒れがなければいいといふことの運営では、これはどうも法的な性格を持った公庫の運営としては、私はあまり締め過ぎたやり方だと思ふ。そういうことを御考慮になつて、大蔵省の御注意のような点は十分注意の上にも注意をして、公庫の運営というものを完全にしていこうという前提のもとに、こつこつ残高をフルに使つていき、こつこつこつこつじゃないですか。

○衆議院議員(吉田重延君) 公庫の残高についての数字的なことは、私よくわかりませんが、大体余裕が出ました場合に、これをそのまま遊ばせるということもできてくるわけではございませう、その余裕の範囲で貸付は最も厳格と申しますか、かたく、そして事務はできるだけ迅速に簡素にというよりなことでは一時借入れの道を閉じていただきたい。そういたしますと、先ほど、私たち考えますのに、大蔵省からのいろいろなお話も、預金部の資金が相当余つてゐる、また簡易保険の金も余つてゐるというよりなお話を伺つておるわけではございませう、そうしたことによって、私たちはかえつてこの政府資金の一時借入れを利用することが促進されるのじゃないかといふことも、反面実は考へておるわけではございませう。決して公庫が金で月々余り過ぎて、それを持て余しているという意味では実は考へてゐないわけではございませう、多少にかかわらず、余裕のある金が出ました場合には、それを何とか有効適切に地方団体のために運営をしていただくというよりな気持ちで御提案申し上げたわけではございませう。

○加瀬完君 大蔵省にあらためてお伺いをいたしますけれども、何だか提案者の御説明はどれもはつきりしないのですけれども、問題はあなたの方で御心配なさつておるのは、こつこつ制度ができて、一時借入金の資金の貸付という制度で放漫に余つたものを貸し出してしまつて、回収がつかなくなつたり、ほかの方の、結局本目的である公庫の運営というものに支障を来たすということができるのじゃないかといふことが一番の心配といふことだろうと思ふのです。これは運営の問題であつて、法律の性格の問題とはちよつと違ふと思ふのです。この修正案そのものを当然そうされるだろうという解釈をされることは、少し公庫に対する不信任だと思ふ。さういふことでなくて、さういふことのない運営ができるかできないかといふことを私は検討していけばいいと思ふのです。その運営については大蔵省が、強く公庫なりあるいは監督の自治庁なりに注文を出し、忠告すべきであつて、この法律がさういふふうに修正されたからといって、この法律ですぐ放漫な貸し出しをして、資金の回収がつかなくなるというよりな公庫の運営が当然に生ずるといふ考へ方は、私はちよつと行き過ぎじゃないかと思ふ。

○政府委員(正示啓次郎君) 先ほど来のお質問にも私どもはお答えいたしましたが、さうなもので、一緒にお答えいたしたいと思ひます。

まず第一に、私は先ほどこの公庫の業務の運営についていろいろ言及したかのごとくおとりいたしたのでございませう、さうではございませう、これらのスタッフが、今日与えられた仕

事をやっておるのは実にりっぱにやっておる。これは先ほど財政局長がおっしゃったように私も考えております。ただ、新しい仕事をつけ加えると、聖徳太子のような方でない限り、なかなかなか手がつけられないのじゃないか、そういうことを申し上げたのでございますから、その点をまず第一に御了解いただきたいと思います。

それから第二に、今提案者の先生が、
らお答えになりましたようですが、先
ほど加瀬委員から、毎月末借り入れ残
高平均額という、この自治庁が出され
た数字を御引用になってのお話です
が、これは公共団体の借り入れ残高平
均額ではないかと思うのでありまし
て、公庫にそういう余裕があるとい
う資料ではないと思います。公庫はお
らくお金が入りますと、年度末には、
先ほど債券が若干まだ手続がおくれ
ておるといふ話がありましたが、百パー
セントに消化されますから、大体それ
はそういう遊んだ金はなくなるはずで
ございます。

それから第三の点、今の御質問でございますが、私は弊害は、運用の上手にあるいは下手、拙劣というふうなことにあるのじゃないかという御質問ですが、これはそれは私は考えておりません。本質的な問題だと思えます。公庫が今のようには片手間に、と申ししても、私どもは厳密にいえば、起債前貸しをするような金と申さぬと、算術が合わないと思います。プラス・アルファがあるわけではございませんから、結局、起債前貸しと競合する金である。この点、そういうやり方でスタートいたしますと、さて窓口を開くと、たとえば八百屋が魚屋を始めても魚がない

と、お前のところは魚がないじゃないかといふことになる。お客がつくと八百屋と魚屋を兼業しなぐちやならぬことになります。それでは、くだものまですくなくなつてしまふといふことを申し上げておるのであります。それでは短期償はどうかといふと、御承知のように政府資金は一銭八厘、公庫融資は二銭一厘であります。これはどういふ

ことかと申し上げますと、公庫がこれから短期融資を始めても、資金の手当がほしいということになって、これは公庫としてはコストに相当するマージンを取って貸すわけでございますから、かりに政府が資金を出しても、公共団体の方はそれだけ高いマージンのものを借りることになります。これは公庫のためにとらぬところであるということを申し上げておるのであります。

で、短期融資が必要ならば、直接に一銭八厘の政府資金をお使い下さいと申し上げておるのです。そして公庫はどこまでも、みずから調達力のないところの公共団体のために、本来ならば、

先ほどお話がございました、七分六厘というより、な金利ではなかなか地方債の消化のできない団体のために、指定地方団体でも九分というより、高い金利を払っておる。こういう高い金利を払わないでも、長期債を消化できるといふメリットを持っておる公庫本来の使命に徹していただきたい。それで一銭八厘の政府資金をストレートで貸しましゅう。筋の通る短期資金ならば、必要に応じて貸せるようにしていきましょ、こういうことを申し上げておるわけであります。

○加瀬翔君　時間がありませんから、大蔵省に対する質問はこれでやめます。

けれども、こういう形にいかないから、こういう派生的な問題が出てきておるわけですよ。必要があれば——あなたのお言葉をとるわけではないが、必要があれば、八百屋で魚を並べて、買いくれば、商売になれば、それはまた成り立つわけでございます。八百屋と魚屋が両立しない方がいいところもある、両立させた方がいいところもあって、こ

れば便宜なもの、の考え方、本質的なものの考え方からいへば、とるべきではないかということになりますが、そうではなくて、大蔵省にいろいろ貸付制度がありますし、政府資金そのものは備えてあるわけですから、それがこれは両方に責任があると思いますが、地方団体側もちよつと借りづらいうような形で、大蔵省へはちよつと行かぬ。大蔵省の窓口も親切に、困つておる団体まで行つていろいろめんどろを見て貸してやろうというほどのことはやろうたつてできない現状にもありますので、そういう関係で、とかく大蔵省と、地方団体とのつながりが縁遠くなる、

ほんとうのことを言つて。そうであつてはならないと思います。だから、そうでないように大蔵当局は御努力いたしたくことはもちろんであります。その間、もうそういう原則論が通れば、そういうものは要らなくなるわけですから、あなたのおっしゃるようなことも、そのまま通れば、公庫そのものだってどれほど必要があるかということだつて起きるわけです。極端に言うなら。しかし、そうではなくて、公庫というものがあつて、これが一つの経営内容に、今言つたような修正案のような内容のものを盛れば、それで地方団体が、一時非常に資金の融通が楽に

なるというなら、便宜的にはそれを認めるということとは、これは大蔵省が御指摘のような、いろいろのそのために地方団体そのものが財政的に困ったり、国と地方を通じての財政計画が非常にそごを来したりということでは困りますけれども、そうでない限りは許可されてしかるべきではないか。最後の言葉は意見になりますか、そう思

やうのです。そういう点で、大蔵省も一つ
やらしてみて、大蔵省のような見解で
これがもし行われるとするならば、そ
ういう心配はあまりないわけになつて
くるわけですが、大蔵省が心配してお
るのは、あなたの方の考えておるよう
な形でおそらく行われないで、地方の要
望で一時併り入れだとか、あるいは他
の併り入れだとかいうことでいろいろ
競合したりなんかすると、公庫そのも
のが作用をなさなくなつてくるのでは
ないかという御心配ですが、そういう
ことはむしろあるまいということ、
やはりこれをお認めになるといふ考え
方が、私は成り立つと思ふのです。あ

とを一つ政府に、こゝういった地方にとつては非常に大きな問題なんですとか、政府の御見解を一つ統一して、これは大蔵省はこゝう言うけれども、政府としてはこゝういふ工合に考えておるとしてはこゝういふ結論を出してお臨みたいといったような結論を出して、委員会には。あらためて大蔵省は大蔵省、自治庁は自治庁で、それぞれの立場で御発言をせられて、政府の御見解はと承われば、相談しなければならぬということでは困りますので、どうぞ全体の立場で、はつきりした修正案が通つて、衆議院で参議院まで持ち込まれない前に、今後いろいろこゝういふ問題もあり

ましよりから、一つ政府としての御態度を明確にして委員会に臨まれることを要望いたします。

○委員長（小林武治君） 本件に関する質疑は次回に続行することといたします。本日はこれにて散会いたします。

午後零時十九分散会

昭和三十三年三月三十一日印刷

昭和三十三年四月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局